

# よんきゅう(国道49号)だより

～特殊車両の取締りを実施しました～



令和6年5月

開始前の説明の様子



通行許可証を確認中

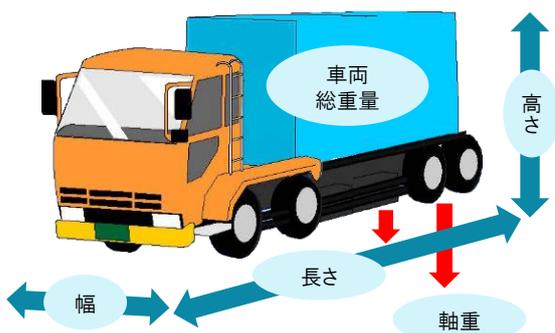
2024  
5.29

## 違反車両を取締り！

令和6年度1回目となる特殊車両の取締りを、猪苗代車両検測所(国道49号)にて実施しました。

特殊車両とは、下表の限度を1つでも超える車両をいいます。道路は一定の規格の車両が通行できるようになっており、特殊車両は道路管理者からの通行許可もしくは特殊車両通行確認制度に基づく経路の確認が必要となります。

現在は国土交通省・特車通行センターとともにオンライン上での申請手続きが可能となっているため、手続きが簡略化される一方で、通行経路の申請漏れや通行許可の未更新が顕著です。特殊車両の取締りでは、無許可等の違反車両に対して指導・警告を行っています。



許可済みや経路確認済みの場合でも、**定められた条件のもと**でないと道路を通行することができません。(経路違反・連結違反・許可証不携帯・回答書の提示など)

下表の限度を「**1つでも**」超える車両は、「**特殊車両通行許可**」もしくは「**特殊車両通行確認**」が必要です。

|                  | 道路の構造による限度(車両制限令等)                                  |
|------------------|---|
| 長さ               | 走行(連結・積載)状態で <b>12m</b><br>※トレーラー等連結車はほとんどがこれを越えます。 |
| 幅                | 積載状態で <b>2.5m</b>                                   |
| 高さ               | 積載状態で <b>3.8m</b><br>(一部道路では4.1m)※                  |
| 総重量<br>(車+乗員+荷物) | 積載状態で <b>20t</b><br>(一部道路では車両の構造に応じて最大25t)※         |
| 軸重               | 積載状態で最大 <b>10t</b>                                  |

※国道49号は一部道路に該当します。  
その他 隣接軸重や最小回転半径等の制限があります。

2024  
5.27

## 若手職員の現場見学会実施

郡山国道事務所の若手職員を対象とした、アスファルト試験練りの見学会を実施しました。今回見学したのは、会津坂下町地内で舗装補修工事を予定している、穴澤建設株のアスファルトプラントです。

アスファルトを扱う現場では、工事に使用するアスファルトが十分な性能を有しているか(強度や粘性など)を事前に確認する必要があります。

アスファルトが一から作られていくようすは大変貴重で、若手職員一同、プラントの構造や試験の内容についての理解をより深めることができました。



大きなプラントに圧倒！

アスファルトの温度を確認中



国土交通省 東北地方整備局 郡山国道事務所 会津若松出張所

〒965-0052 福島県会津若松市町北町大字始字北台105 TEL 0242-23-1241 FAX 0242-23-1246

ホームページ <http://www.thr.mlit.go.jp/koriyama/koriyama/aizu/aizu.html>